

改 定	現 行	備 考
<p data-bbox="385 556 1083 850">共 通 仕 様 書 (建設関連業務) [地質・土質調査業務]</p> <p data-bbox="415 1312 1053 1396">令和 7 年 1 0 月以降</p> <p data-bbox="519 1501 949 1585">宮城県土木部</p>	<p data-bbox="1632 556 2329 850">共 通 仕 様 書 (建設関連業務) [地質・土質調査業務]</p> <p data-bbox="1662 1312 2300 1396">令和 <u>6</u> 年 1 0 月以降</p> <p data-bbox="1780 1501 2211 1585">宮城県土木部</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第133条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通知令和7年3月)を参考にして常に測定の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(建設大臣官房技術参事官通達昭和62年3月30日)を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。</p>	<p>第133条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通知令和2年3月)を参考にして常に測定の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(建設大臣官房技術参事官通達昭和62年3月30日)を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。</p>	
<p>第 140 条 新技術の活用について</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム (NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム (NETIS) に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領 (令和 6年 4月一部改正)により以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>1. 受注者は、発注者指定型によりNETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術 (NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術) は活用効果調査表の提出を要しない。</p> <p>2. 受注者は、施工者希望型によりNETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術 (NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術) は活用効果調査表の提出を要しない。</p>	<p>第 140 条 新技術の活用について</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム (NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。</p> <p><u>受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETIS に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</u></p> <p><u>受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」(平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号)、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」(平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国営施第17号、国総施第141号)による必要な措置をとるものとする。</u></p> <p>1. 受注者は、発注者指定型によりNETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術 (NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術) は活用効果調査表の提出を要しない。</p> <p>2. 受注者は、施工者希望型によりNETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術 (NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術) は活用効果調査表の提出を要しない。</p>	

第6章 解析等調査業務

第602条 業務内容

- 1 解析等調査業務の内容は、次の各号に定めるところによる。
- 2 **計画準備**
業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、調査計画の立案及び業務計画書の作成を行うものとする。
- 3 既存資料の収集・現地調査は以下による。
 - (1) 関係文献の収集と検討
 - (2) 調査地周辺の現地調査
- 4 資料整理とりまとめ
 - (1) 各種計測結果の評価及び考察
 - (2) 異常データのチェック
 - (3) 試料の観察
 - (4) ボーリング柱状図の作成
- 5 断面図等の作成
 - (1) 地層及び土性の工学的判定
 - (2) 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。
- 6 総合解析とりまとめ
 - (1) 調査地周辺の地形・地質の検討
 - (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定
 - (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
 - (4) 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合）
 - (5) 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討）
 - (6) 設計・施工上の留意点の検討（特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討）

第6章 解析等調査業務

第602条 業務内容

- 1 解析等調査業務の内容は、次の各号に定めるところによる。
- 2 既存資料の収集・現地調査は以下による。
 - (1) 関係文献の収集と検討
 - (2) 調査地周辺の現地調査
- 3 資料整理とりまとめ
 - (1) 各種計測結果の評価及び考察
 - (2) 異常データのチェック
 - (3) 試料の観察
 - (4) ボーリング柱状図の作成
- 4 断面図等の作成
 - (1) 地層及び土性の工学的判定
 - (2) 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。
- 5 総合解析とりまとめ
 - (1) 調査地周辺の地形・地質の検討
 - (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定
 - (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
 - (4) 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合）
 - (5) 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討）
 - (6) 設計・施工上の留意点の検討（特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討）